

防火責任者選任（解任）届出書の届出が不要になります

令和2年4月1日に名取市火災予防規程第6条（防火責任者）が改正され、第6条第3項が削除されます。

令和2年4月1日以降は、従来通り防火責任者を置くように努めて頂きますが、防火責任者選任（解任）届出書の届出が不要となります。

ご不明な点があれば、予防課 建築設備係までお問い合わせ下さい。

改正後

（防火責任者）

第6条 令第1条の2第3項に定める防火対象物の関係者は、防火管理者の補佐として防火責任者を置くように努めるものとする。

- 2 前項以外の防火対象物で防火管理者に関する定めを必要としないものの関係者は、当該防火対象物に係る消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気使用又は取扱いの監督その他防火管理上必要な業務を行わせるため、防火責任者を置くように努めるものとする。

（削除）

- 3 前2項の規定により防火責任者を置いた防火対象物の関係者は、その旨を署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。



問合せ先

担当：予防課 建築設備係

電話：022 - 382 - 3019